

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十一年二月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月二十六日

埼玉県飯能県土整備事務所長 小宮山 節 男

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 高麗川停車場線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
日高市高麗川二丁目三番一、二地先 から同市高麗川二丁目二、八番二地 先まで	日高市高麗川二丁目三番一、二地先 から同市高麗川二丁目三番一、二地 先まで	区 間
一八・〇〇〇～三二・〇〇	一八・〇〇〇～一八・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
三四四・〇〇	一〇・〇〇	延長 (メートル)
日高市道の県道昇格		備 考